

令和8年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人青森県トラック協会

1. 事業の趣旨

地球温暖化防止対策のためのCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器の普及を図る。

2. 予算額

660,000円

3. 助成対象機器

助成対象とする機器等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

4. 留意事項

(1) 助成対象機器について

公益社団法人全日本トラック協会が別に定める「アイドリングストップ支援機器一覧」に記載のある装置を助成対象とする。

(2) 導入方法について

買い取り（一括、割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和8年度に事業用貨物自動車用に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、会員事業者へ交付する。

(3) 助成額について

取得価格に消費税は含まない。取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

また、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) アイドリングストップ支援機器装着の確認について

会員事業者は、アイドリングストップ支援機器を装着したことが確認できる書面、領収証などを添付すること。